

### 日本システム技術事件最高裁判決（平成 21 年 7 月 9 日判決）：

株式会社の従業員らが営業成績を上げる目的で架空の売上げを計上したため有価証券報告書に不実の記載がされたことにつき、会社の代表者の従業員らによる架空売上げの計上を防止するためのリスク管理体制構築義務違反の過失がないとされた事例

内部統制システム構築義務違反の有無に関して最高裁が具体的に判断した最初のケース

### 事案

平成 15 年 2 月に東京証券取引所第 2 部に上場したソフトウェアの開発および販売を業とする日本システム技術（Y）において、**従業員らが営業成績を上げる目的で架空の売上げを計上する**という**不正行為を行ったため有価証券報告書に不実の記載**がなされ、その後当該事実が公表されて同社の株価が下落したことについて、公表前に同社の株式を取得して公表後に売却した者から、同社代表取締役に従業員らの不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があり、同社に対する会社法 350 条に基づく損害賠償請求権の有無が判断されたケース。

### 第 1 審・原審（ポイント）

以下の理由で、Y の不法行為責任を認めた。

- ①本件不法行為当時、C 事業部は幅広い業務を分掌し、BM 課（ビジネスマネジメント課）および CR 部（カスタマーリレーション課）が同事業に直属しているなど、Y の組織体制および本件事務手続には B（C 事業部の事業部長）らが企図すれば**容易に本件不正行為を行い得るリスクが内在**していた。
- ②しかし、A（Y の代表取締役）は、上記リスクが現実化する可能性を予見せず、組織体制や本件事務手続を改変するなどの対策を講じなかった。
- ③また、Y の財務部は、**長期間未回収となっている売掛金債権について、販売会社に直接売掛金債権の存在や遅延理由を確認すべき**であったのにこれを怠り、本件不正行為の発覚の遅れを招いた。
- ④以上は、A が財務部によるリスク管理体制を機能させていなかったことを意味するので、A には、Y の代表取締役として適切なリスク管理体制を構築すべき義務を怠った過失がある。
- ⑤Y の代表取締役である A の上記過失による不法行為は、Y の職務を行うについてなされたものであるから、Y は、会社法 350 条に基づき、X に生じた損害を賠償すべき責任を負う。

### 最高裁（ポイント）

以下の理由で、Y の不法行為責任を否定。

- ①事業部門と財務部門の分離、財務部および監査法人による売掛先に対する直接の残高確認を行うこととするなど、**通常想定される不正行為を防止できる体制の整備を構築**していた。
- ②B らによる**不正行為が**、財務部および監査法人から取引先に送付された残高確認書用紙を取引

先から回収し、偽造印等を使用して残高確認書を偽造するという通常容易に想定し難い方法によるものであった。

③過去に同様の手法による不正行為が行われたなど、Bらによる不正行為の発生を予見すべき特別の事情がなかった。

④Bが述べる売掛金債権の回収遅延の理由が合理的なものであった。

⑤取引先との間で過去に紛争が生じたことがない。

⑥監査法人がYの財務諸表について適正意見を表明していた。

～

通常想定される不正行為を防止できる体制を構築することが求められ、特別の事情が存在しない限りこれを超える体制を構築すべきことまでは義務付けられない。

## 規定

会社法 第350条（代表者の行為についての損害賠償責任）

株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

## 事実関係

(1) Yは、ソフトウェアの開発および販売等を業とする株式会社であり、平成15年2月に東証第2部に上場した。Aは、Yの設立以降、現在までYの代表取締役。

(2) Yの事業：

Yの事業は、注文に応じてソフトウェアの受託開発等を行うソフトウェア事業と大学向けの事務ソフト等の既製品を開発し販売するパッケージ事業に大別され、パッケージ事業本部にはC事業部が設置されている。

(3) 事業部長の就任と本件不正行為：

Bは、平成12年4月にYのC事業部の部長に就任した。当時、C事業部に、Bが部長を兼務する営業部のほか、注文書や検収書の形式面の確認を担当するBM課（ビジネスマネジメント課）および事務ソフトの稼働の確認を担当するCR課（カスタマーリレーション部）が設置されていた。また、当時のYの職務分掌規定によれば、財務部の分掌業務は、資金の調達と運用・管理、債権債務の管理等とされ、C事業部の分掌業務は、営業活動、営業事務（受注管理事務、債権管理事務、売掛金の管理および不良債権に対する処理方針の決定を含む）等とされていたが、Bは、高い業績を達成し続けて自らの立場を維持するため、平成12年9月以降、C事業部の営業担当者である部下数名に対し、後日正規の注文が獲得できる可能性の高い取引案件について、正式な注文がない段階で注文書を偽造するなどして実際に注文があったかのように装い、売上げとして架空計上する扱い、すなわち本件不正行為をするよう指示した。Bらは、当初、契約に至る可能性が高い案件のみを本件不正行為の対象としていたが、次第に可能性が低い案件についても手を付けざるを得なくなり、売掛金の滞留残高は増大していった。

(4) Yの監視体制と不正行為の発覚：

Yの財務部は、回収予定日を過ぎた債権につき、C事業部から売掛金滞留残高報告書を提出させていたが、Bらは、回収遅延の理由として、大学におけるシステム全体の稼働が延期されたことや、大学における予算獲得の失敗および大学は単年度予算主義であるため支払いが期末に集中する傾向が強いことなどを挙げていた。これに対し財務部は、これらの理由が合理的であると考え、また、販売会社との間で過去に紛争が生じたことがなく、売掛金残高確認書も受領していると認識していたことから、売掛金債権の存在について特に疑念を抱かず、直接販売会社に照会等を行うことはしなかった。また、Yの監査を受嘱していた監査法人も、平成16年3月期までのYの財務諸表等につき適正であるとの意見を表明していた。

しかし、Yは、監査法人から売掛金残高の早期回収に向けた経営努力が必要である旨の指摘を受け、代表取締役であるAが販売会社と売掛金残高について話をしたところ、双方の認識に相違があることが明らかになり、平成16年12月ころ、本件不正行為が発覚した。

(5) 本件不正行為に対するYの措置：

Yは、平成17年2月3日付けでBを懲戒解雇処分とし、その後、刑事告発した。Bは、有印私文書偽造・同行使の罪で起訴され、有罪判決を受けた。

(6) 本件不正行為の公表とYの株価の下落：

Yは、平成17年2月10日、複数年度にわたりBらによる本件不正行為が行われていたこと、それにより同16年9月ころまでのYのパッケージ事業の売上高に影響が生ずること、そのためパッケージ事業に吐いては多額の損失計上を余儀なくされるが、Yグループの売上高の80%を占めるソフトウェア事業については影響はないことなどを公表し、同17年3月期の業績予想を修正した。

東証は、Yから過去の有価証券報告書を訂正する旨の報告を受け、同年2月10日、上場廃止基準（財務諸表に虚偽記載がある）に抵触するおそれがあるとして、Yの株式を監理ポストに割り当てることにした。

これらの事実が新聞報道された後、Yの株価は大幅に下落した。

### 最高裁の判断

「本件不正行為当時、Yは、①職務分掌規定等を定めて事業部門と財務部門を分離し、②事業部について、営業部とは別に注文書や検収書の形式面の確認を担当するBM課及びソフトの稼働確認を担当するCR部を設置し、それらのチェックを経て財務部に売上報告がされる体制を整え、③監査法人との間で監査契約を締結し、当該監査法人及びYの財務部が、それぞれ定期的に、販売会社あてに売掛金残高確認書の用紙を郵送し、その返送を受ける方法で売掛金残高を確認することとしていたというのであるから、Yは、**通常想定される架空売上の計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていたもの**ということができる」ところ、「本件不正行為は、C事業部の部長がその部下である営業担当者数名と共謀して、販売会社の偽造印を用いて注文書等を偽造し、BM課の担当者を欺いて財務部に架空の売上報告をさせたというもので、営業社員らが言葉巧みに販売会社の担当者を欺いて、監査法人及び財務部が販売会社あてに郵送した売掛金残高確認書の用紙を未開封のまま回収し、金額を記入して偽造印を押捺した同用紙を監査法人又は財務部に送付し、見掛け上はYの売掛金額と販売会社の買掛金額が一致するように巧妙に偽装するという、**通常容易に想定し難い方法によるものであった**ということができる」ばかりでなく、「本件以前に同様の手法による不正行為が行われたことがあったなど、Yの代表取締役であるAにおいて本件不正行為の発生を予見すべきであったという**特別の事情もみあたらない**」うえ、「**売掛金債権の回収遅延につきBが挙げていた理由は合理的なもので、販売会社との間で過去に紛争が生じたことがなく、監査法人もYの財務諸表につき適正であるとの意見を表明していた**というのであるから、財務部が、Bらによる巧妙な偽装工作の結果、販売会社から適正な売掛金残高確認書を受領しているものと認識し、直接販売会社に売掛金債権の存在等を確認しなかったとしても、財務部におけるリスク管理体制が機能していなかったということとはできない」